

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約による理由 | その他必要な事項(備考) |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|--|--------------|---|--------------|
| 手術用内視鏡システム一式 (VPP 契約) | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | ティーメディクス株式会社 東京都新宿区西新宿1-22-2 | 189,999,960円 | 当該契約に関しては、当該契約業者が VPP 症例単価プログラムを提供する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| X線コンピュータ断層システムTSX-101A 保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 京都市下京区富永町338 | 1,800,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| X線コンピュータ断層システムTSX-303A 保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 京都市下京区富永町338 | 1,800,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| ガンマカメラシステム SymbiaS 保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | シーメンスヘルスケア株式会社 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル5階 | 1,200,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 磁気共鳴断層撮影装置MAGNETOM Avanto保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | シーメンスヘルスケア株式会社 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル5階 | 3,792,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約による理由 | その他必要な事項(備考) |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------|--|-------------|---|--------------|
| 血管造影X線診断装置 Allura XperFD10保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | 株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル | 2,125,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 血管造影X線診断装置 Allura XperFD20保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | 株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル | 9,010,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 血管造影X線診断装置 Allura XperFD20/20保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | 株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル | 2,450,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 全身用X線コンピュータ断層撮影装置保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | GEヘルスケア・ジャパン 京都市伏見区竹田段川原町205 | 1,896,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 島津X線透視撮影システム SonialvisionsafireS 保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年4月1日 | 島津メディカルシステムズ株式会社 京都市中京区西ノ京徳大寺町1 | 4,800,000円 | 契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約による理由 | その他必要な事項(備考) |
|-----------------|--|------------|---|-------------|---|--------------|
| 物流管理システム 保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5 | 平成30年4月1日 | パストラルコン ピューターシステ ム株式会社 島根県浜田市浅井 町102-13 | 3,800,000円 | 当該物流管理システムを開発した業者であり、障害発生時の対応、障害内容の調査及び分析などについて、迅速かつ的確に対応できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |
| 循環器動画システ ム保守 | 事務部調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5 | 平成30年4月1日 | 有限会社めむシス テム 埼玉県蓮田市黒浜 3110-1 | 1,900,000円 | システム開発業者であり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |